

第5 その他

1 防災関係条例・規則一覧

- ・ 南知多町防災会議条例（昭和38年南知多町条例第2号）
- ・ 南知多町災害対策本部条例（昭和38年南知多町条例第3号）
- ・ 南知多町災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例
(昭和38年南知多町条例第4号)
- ・ 南知多町災害派遣手当等の支給に関する条例（昭和38年南知多町条例第5号）
- ・ 南知多町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第6号）
- ・ 南知多町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和49年規則第5号）
- ・ 南知多町地震災害警戒本部条例（平成14年南知多町条例第34号）
- ・ 南知多町防災センター設置及び管理条例（平成29年南知多町条例第1号）

2 南知多町地震災害警戒本部運営要領

第1章 総則

(目的)

第1条 この要領は南知多町地震災害警戒本部条例（平成14年条例第34号）第4条の規定に基づき、南知多町地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定め、地震防災対策の円滑かつ適切な実施を図ることを目的とする。

第2章 警戒本部

(組織及び分掌事務)

第2条 警戒本部に、別表第1に掲げる部及び班を置く。

- 2 前項の部及び班は、別表第2に掲げる事務を分掌するとともに、部に部長、班に班長、副班長を置く。
- 3 警戒本部の地域拠点として、別表第4に掲げる地区拠点基地を置く。

(副本部長)

第3条 地震災害警戒副本部長（以下「副本部長」という。）は副町長をもって充てる。

- 2 副本部長は、地震災害警戒本部長（以下「本部長」という。）を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(本部員及び本部職員)

第4条 地震災害警戒本部員（以下「本部員」という。）は、別表第3に掲げる職にある者をもって充てる。

- 2 町職員以外の本部員は、それぞれの所属する機関が実施する地震防災応急対策の実施状況を把握し、本部長に報告するとともに、それぞれの所属する機関と警戒本部との総合調整に当たるため、自ら警戒本部に出向し、又は代理者を警戒本部に派遣するものとする。ただし、やむを得ない事情により出向又は派遣ができない場合は、非常用連絡網により情報伝達及び調整を図るものとする。
- 3 本部員以外の警戒本部の職員（以下「本部職員」という。）は、別表第1に掲げるそれぞれの班に属する行政組織等の職員をもって充てる。

(部長、班長及び副班長)

第5条 第2条第1項の部の部長は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。

- 2 部長は、部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 3 班長は、班の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 4 副班長は、班長を補佐し、班長に事故等あるときは、その職務を代行する。

(警戒本部の設置)

第6条 警戒本部が設置されたときは、本部室を庁舎内会議室に置く。

- 2 警戒本部が設置されたときは、役場庁舎玄関に「南知多町地震防災警戒本部」の掲示をする。

(警戒本部会議)

第7条 本部長は、地震防災対策の重要事項を協議するため警戒本部会議を招集する。

- 2 警戒本部会議は、本部長のもと副本部長、本部員をもって構成する。
- 3 本部員及び本部職員は、それぞれの所管事項に関し、警戒本部会議に必要な資料を提出しなければ

ならない。

4 本部長は、町の地震防災応急対策について協議するために、必要に応じ、部長・班長会議を招集する。

(配備体制)

第8条 警戒宣言が発令され、又は発令が予想されるおそれのあるときの配備体制は、次のとおりとする。

(1) 情報受領配備体制

勤務時間外又は休日における情報の受領は、当直者が受領し、「勤務時間外による情報及び動員伝達系統」により伝達するものとする。

(2) 事前配備体制

東海地震に関する調査情報（臨時）が発表された場合は情報収集及び連絡活動等を、東海地震注意情報が発表された場合は警戒本部・地区拠点基地の開設準備及び地震防災応急対策の準備活動を実施するものとする。

(3) 警戒本部設置の配備体制

南知多町地域防災計画に基づき、地震防災応急対策の実施に必要な配備とする。

2 前項の配備体制における職員の動員等については、別表第5に掲げる体制とする。

(班長会議)

第9条 総務部長は、地震防災応急対策について、各班との連絡調整を図るため、必要に応じ班長会議を招集する。

2 班長会議の構成は、協議内容に応じてその都度総務部長が定める。

(警戒本部の廃止)

第10条 本部長は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「法」という。）第19条の規定により、警戒宣言が解除されたときは、速やかに地震防災応急対策の事務処理を行った上、警戒本部を廃止する。

2 本部長は、警戒本部を廃止したときは、直ちに次の者に通知する。

(1) 県の地震災害警戒本部長

(2) 本部員又は防災関係機関の長

(災害対策本部への引継ぎ)

第11条 警戒本部は南知多町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）が設置されたときは、法第19条第1項の規定に基づき、廃止する。

2 前項の場合において、警戒本部は実施した地震防災応急対策の状況、その他災害応急対策の必要となる事項を、災害対策本部に引き継ぐものとする。

3 第1項の規定により警戒本部が廃止された場合は、前条第2項の規定にかかわらず、警戒本部の廃止の通知は行わないものとする。

第3章 地区拠点基地

(組織及び分掌事務)

第12条 地区拠点基地の圏域内自治会（区）及び配備職員は、別に定める。

2 地区拠点基地の活動は別に定める。

(地区拠点基地への派遣)

第13条 本部長は、必要があるときは、本部職員を地区拠点基地へ派遣することができる。

2 地区拠点基地に派遣された本部職員は、地区拠点基地と警戒本部との連絡調整に当たるものとする。

(地区拠点基地の廃止)

第14条 地区拠点基地は、警戒本部が廃止されたときは廃止する。

(災害対策本部への移行)

第15条 地区拠点基地は、地震による災害が発生し、災害対策本部が設置されたときは、引き続き災害対策本部の地域拠点として、別に定める地震災害応急対策の実施等必要な防災業務を行う。

第4章 服務等

(勤務時間外等における職員の措置)

第16条 本部長(町職員以外の本部長を除く。)及び本部職員(以下「本部所属員」という。)は勤務時間の内外を問わず警戒宣言が発せられたときは、直ちに所定の場所において、防災業務を行うものとする。

(本部所属員の心構え)

第17条 本部所属員は、地震防災応急対策を支援する自衛隊、防災関係機関及び自主防災活動を実施する住民、その他の者に対し誠実に対応しなければならない。

2 本部所属員は、自らの言動によって住民に不安を与え、又は住民の誤解を招き、警戒本部又は地区拠点基地活動に反感をいだかせることのないよう注意しなければならない。

3 本部所属員は、自らの業務に精通するよう努めるとともに、他の部及び、班の協力を求められたときは、積極的に協力するものとする。

第5章 雑則

第18条 この要領に定めるもののほか、警戒本部の運営に関し、必要な事項は本部長が定める。

附 則

この要領は、平成15年3月24日から施行する。

附 則

この要領は、公布の日から施行し、平成16年1月5日から適用する。

附 則

この要領は、公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成24年12月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年2月8日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年2月14日から施行する。

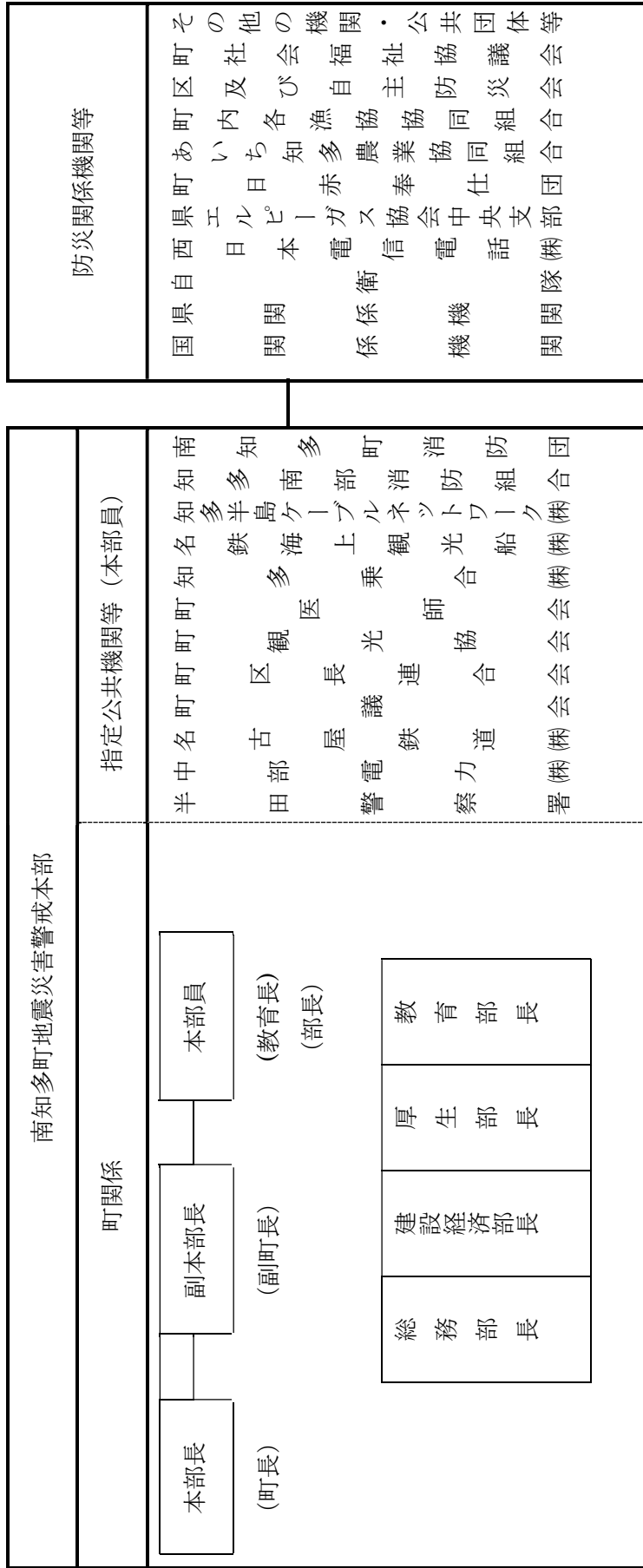
附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月28日から施行する。

南知多町地震災害警戒本部組織図



- 地区拠点基地
- | |
|--------|
| 消防班 |
| 給食班 |
| 社会教育班 |
| 学校教育班 |
| 議会班 |
| 健康介護班 |
| 環境班 |
| 住民・福祉班 |
| 水道班 |
| 産業振興班 |
| 建設班 |
| 財政・輸送班 |
| 会計班 |
| 被害認定班 |
| 総務・情報班 |
| 総括班 |

別表第1（第2条関係）

南知多町地震災害警戒本部（部及び班）の編成

部 名	班 名	左に対応する行政組織等
総 務 部	総 括 班	防災危機管理室
	総務・情報班	総 務 課
	被害認定班	税 務 課
	会 計 班	会 計 課
	財 政・輸 送 班	企 画 財 政 課、成 長 戦 略 室
議 会 部	議 会 班	議会事務局
建設経済部	建 設 班	建 設 課
	産業振興班	産業振興課
	水 道 班	水 道 課
厚 生 部	住 民・福 祉 班	住民福祉課、保険年金室
	環 境 班	環 境 課
	健康介護班	健康介護課、健康子育て室
教 育 部	学校教育班	学校教育課
	社会教育班	社会教育課
	給 食 班	学校給食センター
消 防 部	消 防 班	消 防 団

別表第2（第2条関係）

南知多町地震災害警戒本部各部及び班の所掌事務

部 名	班 名	所 掌 事 務
総 務 部 部 長 総 務 部 長	総 括 班 班 長 防災危機管理室長	1. 防災会議の庶務に関する事 2. 災害対策本部の庶務に関する事 3. 職員の非常招集及び動員計画に関する事 4. 消防活動（消防団、消防署）の連絡調整に関する事 5. 消防施設の被害調査及び復旧に関する事 6. 気象予警報及び情報の受領伝達に関する事 7. 自衛隊の災害派遣要請・広域応援要請に関する事 8. 災害応急対策の調整に関する事 9. 災害復旧の調整に関する事 10. 各部との連絡調整に関する事 11. 災害救助法（総括、県との調整）に関する事
	総 務・情 報 班 班 長 総 務 課 長	1. 出動職員の公務災害及び被災職員の厚生に関する事 2. 外来見舞客の応接に関する事 3. サービスセンターとの連絡調整に関する事 4. 庁舎における電力の確保に関する事 5. 避難指示等の周知並びに各種災害情報の伝達及び広報に関する事 6. 町民の安否情報の収集及び提供に関する事 7. 報道機関その他関係機関に対する被害状況及び災害対策等の発表及び情報提供に関する事 8. 被害状況の取りまとめ及び県への被害状況速報に関する事 9. 情報システム及び情報ネットワークの保全及び復旧に関する事 10. 他自治体等からの受援の対応に関する事
	被害認定班 班 長 税 務 課 長	1. 各地区の住家及び非住家（公共建物を除く。）の被害調査に関する事 2. 被害認定及び罹災証明の交付に関する事 3. 被災者の税の減免、徴収猶予、納税相談等に関する事
	会 計 班 班 長 会計管理者兼 会 計 課 長	1. 義援金の収受に関する事 2. 応急救助に要する経費の支出に関する事 3. 災害に係る国、県費の出納に関する事

部 名	班 名	所 掌 事 務
	財政・輸送班 班 長 企画財政課長 副班長 成長戦略室長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 復旧・復興計画の策定に関する事。 2. 災害応急対策及び災害復旧に係る財源措置に関する事。 3. 国県その他関係諸機関に対する要望及び陳情に関する事。 4. 応急復旧工事等の設計審査に関する事。 5. 応急復旧工事等の検査に関する事。 6. 町有財産の被害調査の取りまとめに関する事。 7. 町有財産の応急復旧の指導に関する事。 8. 災害救助法（求償等費用負担）に関する事 9. 物資の輸送に関する事。 10. 物資の輸送における各部との連絡調整に関する事。 11. 車両の把握及び配車計画に関する事。 12. 公共交通機関の被害調査及び復旧並びにこれらの情報の提供に関する事。 13. 帰宅困難者に対する支援に関する事。 14. 離島の応急対策等の調整に関する事。
議 会 部	議 会 班 班 長 議会事務局長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 議会との連絡に関する事。 2. 他部への応援協力に関する事。

部 名	班 名	所 掌 事 務
建設経済部 部 長 建設経済部長	建設班 班 長 建設課長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 道路、河川、橋梁、海岸、港湾、漁港等土木 施設（以下「土木施設」という。）及び農道、ため池、用排水路等農業用施設（以下「農業用施設」という。）の防災応急工作に必要な資器材及び人員の確保に関する事。 2. 水防に関する事。 3. 土木施設及び農業用施設の被害調査に関する事。 4. 土木施設及び農業用施設の防災応急工作並びに復旧工事に関する事。 5. 交通の制限及び規制に関する事。 6. 町営住宅の被害調査及び応急復旧に関する事。 7. 応急仮設住宅に関する事。 8. 仮設住宅の入所者の選定に関する事。 9. 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定に関する事。 10. り災者の住宅建設に関する相談指導に関する事。 11. 液状化の発生状況調査及び応急対策に関する事。
	産業振興班 班 長 産業振興課長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 漁業協同組合、農業協同組合等、商工関係団体等関係諸団体との連絡に関する事。 2. 漁業、水産、農作物関係の被害調査に関する事。 3. 観光施設の被害調査及び応急復旧に関する事。 4. 商工業者の被害調査及び応急復旧の指導に関する事。 5. 海上流出油の防除に関する事。 6. 農作物の応急技術対策及び農家の経営復興対策に関する事。 7. 家畜の防疫に関する事。 8. 農業用資材、飼料等の調達あっせんに関する事。 9. 農業関係復旧事業の融資に関する事。 10. 応急救助物資の調達に関する事。 11. 観光旅行者の安全対策等に関する事。
	水道班 班 長 水道課長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 飲料水の供給計画に関する事。 2. 飲料水の確保及び供給に関する事。 3. 水道施設の被害調査及び復旧に関する事。 4. 下水道施設の被害調査、防災応急工作及び復旧工事に関する事。

部 名	班 名	所 掌 事 務
厚 生 部 部 長	住 民 ・ 福 祉 班 班 長 住 民 福 祉 課 長 副 班 長 保 険 年 金 室 長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 行方不明者及び死亡者の身元確認に関する事。 2. 各地区の人身の被害調査に関する事。 3. 住家等の被害状況報告に関する事。 4. 現地救助関係者、団体との連絡調整に関する事。 5. 避難所の開設及び管理運営に関する事。 6. 避難所における援助、協力関係者の連絡調整に関する事。 7. 避難所における救援物資等の必要品目・数量等の調査、調整、受付及び配分に関する事。 8. 災害ボランティアセンターの開設及び管理運営に関する事。 9. り災者の救出における県その他関係機関との連携に関する事。 10. り災者の保護及び炊出しに関する事。 11. 日赤愛知県支部への協力要請に関する事。 12. 災害時要配慮者（高齢者・乳幼児・妊産婦を除く）のり災状況調査及び支援に関する事。 13. 被災者生活再建支援制度に関する事。
厚 生 部 長	環 境 班 班 長 環 境 課 長	<ol style="list-style-type: none"> 1. ごみ、がれき及び汚物の除去に関する事。 2. 埋火葬の相談に関する事。 3. 死体の一時安置に関する事。 4. 仮設トイレの調達及び配備に関する事。 5. ペット対策に関する事。 6. 清掃施設等の被害調査及び応急復旧に関する事。 7. 知多南部衛生組合及び知多南部広域環境組合との連絡調整に関する事。
	健 康 介 護 班 班 長 健 康 介 護 課 長 副 班 長 健 康 子 育 て 室 長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 救護所の設置に関する事。 2. 感染症の予防及び防疫等に関する事。 3. 医師との連絡に関する事。 4. 避難者等の心のケア及び健康管理に関する事。 5. 災害時要配慮者（高齢者・乳幼児・妊産婦）のり災状況調査及び支援に関する事。 6. 保育所等との連絡に関する事。 7. 保育所その他関係施設の被害調査及び応急復旧に関する事。

部 名	班 名	所 掌 事 務
教 育 部 部 長 教 育 部 長	学校教育班 班 長 学校教育課長	1. 学校等との連絡に関する事。 2. 学校施設の被害調査及び応急復旧に関する事。 3. 児童・生徒の心のケアに関する事。 4. 被災児童、生徒に対する教科書及び学用品の調達、供給に関する事。 5. 避難所の開設及び管理運営の協力に関する事。
	社会教育班 班 長 社会教育課長	1. 文化財の保護に関する事。 2. 社会教育施設の被害調査及び復旧に関する事。 3. スポーツ施設の被害調査及び復旧に関する事。 4. 避難所の開設及び管理運営の協力に関する事。
	給食班 班 長 学校給食センター 一 所 長	1. 応急給食に関する事。 2. 炊き出しの協力に関する事。
消 防 部	消 防 班	1. 地域の警戒に関する事。 2. 災害救助活動の準備に関する事。 3. 避難・誘導に関する事。 4. 消防署との連絡調整に関する事。

注 当該班の班員のみでは対応できない場合は当該班の属する部の部長の判断により当該部内において応援体制を講ずるものとし、当該応援体制を講じてもなお対応できない場合は本部長の判断により他の部からの応援体制を講ずるものとする。

なお、南海トラフ地震や直下型地震など、本町に甚大な被害を及ぼすような大規模災害が発生した場合には、「南知多町受援マニュアル（令和元年11月作成）」に基づき、災害対策本部に受援チームを設置し、受援に関する庁内外の総合調整を行う。

<受援チームの構成・役割>

構成	担当	役割
リーダー	総務課長※	1. 受援に関する全体の状況把握・とりまとめ 2. 受援に関する全体の管理 3. 外部との調整（県、協定締結団体等） 4. 庁内調整（ニーズ把握等） 5. 受援に関する調整会議の開催
人員調整担当	【統括】総務課 人事係 【担当】応援職員	
業務資源担当	【統括】総務課 総務係 【担当】応援職員	

※受援の受け入れや受援チームの運営に係ることについては、総括班と協議する。

別表第3（第4条関係）

南知多町地震災害警戒本部員

区 分	職 名	根拠条文※
本部長	町長	大規模地震対策特別措置法第18条1項
副本部長	副町長	第2条3項
本部員	半田警察署警備課長	第2条5項1号
〃	教育長	第2条5項2号
〃	消防団長	第2条5項3号
〃	総務部長	第2条5項4号
〃	建設経済部長	〃
〃	厚生部長	〃
〃	教育部長	〃
〃	知多南部消防組合消防長又は消防署長	第2条5項5号
〃	中部電力パワーグリッド（株）半田営業所長の推薦する者	第2条5項6号
〃	名古屋鉄道（株）富貴駅長	〃
〃	町議会議長	第2条5項7号
〃	町区長連合会長	〃
〃	町観光協会長	〃
〃	町医師会長	〃
〃	知多乗合（株）半田営業所所長	〃
〃	名鉄海上観光船（株）師崎営業所長	〃
〃	知多半島ケーブルネットワーク（株）地域情報部部長	〃
	以上19名	

※南知多町地震災害警戒本部条例

別表第4（第2条及び第12条関係）

地区拠点基地（地区拠点基地及び地震時避難広場・グラウンド）

地区拠点基地名	地震時避難広場・グラウンド	所在地	電話番号
内海中学校 (体育館)	内海中学校グラウンド	内海字先苧 248	62-0204
	内海小学校グラウンド	〃 中浜田 3	62-0074
	内海保育所園庭	〃 兼井 170-3	62-0600
	町民会館グラウンド	〃 柴井 1-66	62-2218
	城下公園	〃 城下 65	
	岡部公園	〃 長城 21-6	
	山海ふれあい会館グラウンド	山海字後田 32-1	62-0406
総合体育館	総合体育館駐車場	豊浜字須佐ヶ丘 5	65-2880
	豊浜小学校グラウンド	〃 下大田面 4-4	65-0027
	豊浜中学校グラウンド	〃 薬師堂 45	65-0124
	中町公園	〃 中町 10-1	
	旧中洲保育所園庭	〃 中之浦 86	
	豊丘むくろじ会館グラウンド	豊丘字有田脇 16-1	65-0400
	運動公園	〃 山田 32	65-0193
師崎中学校 (体育館)	大井小学校グラウンド	大井字入道 17	63-0334
	西園公園	〃 西園 129	
	師崎中学校グラウンド	片名字長谷 2	63-0200
	新師崎公園	〃 新師崎 7-1, 7-2	
	師崎小学校グラウンド	師崎字松田 7-1	63-0001
	神戸浦公園	〃 神戸浦 171	
	林崎公園	〃 林崎 95	
篠島中学校 (体育館)	篠島中学校グラウンド	篠島字汐味 1-5	67-2046
	篠島小学校東山グラウンド	〃 東山 1-1	
日間賀中学校 (屋内運動場)	日間賀小学校グラウンド	日間賀島字永峯 11	68-2204
	日間賀中学校グラウンド	〃 〃 20-1	68-2214
	日間賀保育所園庭	〃 三ツ林 7-7	68-2636

地区拠点基地

地域における情報の収集、伝達及び区・自主防災組織との連絡調整、その他災害応急活動を行うための地域拠点として、町地域防災計画の「地震・火災時避難広場」のうち特に基地的な役割を実施する“地区拠点基地”を定め、町職員を派遣し、地域の実情に応じた防災体制を図るものとする。

- (1) 職員のうち1人をあらかじめ責任者と定め、責任者が事故あるときを想定し、責任者を代理、補佐する者を同時に定めるものとする。
- (2) 震度5（強）以上の地震を覚知したとき、または本町沿岸部に津波警報が発令されたときは、地区拠点基地を開設する。
- (3) 地区拠点基地における職員の行動基準
 - ① 地区拠点基地職員の分担する業務はおおむね次のとおりとする。
 - ア 担当地区内の被害状況の把握
 - イ 町本部等への避難状況、被害状況の報告
 - ウ 町本部等からの指示、その他の情報を、避難者へ伝達並びに避難者の指導
 - エ その他区及び自主防災組織、避難地施設管理者等との連携により避難場所の管理
 - ② 地区拠点基地における職員の行動基準
 - ア 避難者を区及び自主防災組織単位でまとめ、避難地内に待機させる。
 - イ 区及び自主防災組織役員、消防団員等と協力し、避難者の冷静な行動を呼びかける。
 - ウ 避難地内及び周辺部の被害状況を把握し、町本部へ衛星携帯電話等を使用して報告する。
 - エ 町本部等からの指示及びテレビ、ラジオ等により収集した情報を避難者に伝達する。
 - オ 周辺部に火災、要救護者等が発生した場合は、避難者と協力して、初期消火、救出・救護を行う。
 - カ 避難地内の各種問題点については、町本部と連絡しながら処理する。

別表第5（第8条関係）

南知多町地震災害警戒本部配備体制

配備体制	配備基準	配備要員	活動内容
事前配備体制	東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表されたとき、又は報道に接したとき。	第1非常配備	警戒本部設置前の情報収集、連絡活動等を実施する。
	東海地震注意情報が発表されたとき、又は報道に接したとき。	第3非常配備 （全職員）	警戒本部及び地区拠点基地の開設準備並びに地震防災応急対策の準備活動を実施する。
警戒配備体制	警戒宣言が発令されたとき、又は報道に接したとき。	第3非常配備 （全職員）	警戒本部及び地区拠点基地を設置し、地震防災強化計画に基づく応急対策等を実施する。

3 南知多町罹災証明書交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（以下「災対法」という。）第2条第1号に規定する災害（火事を除く。）によって生じた家屋等の被害に関する証明書（以下「証明書」という。）の交付に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領により交付する証明書の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれの証明の内容は、当該各号に定めるところによる。

(1) 罹災証明書（様式第1号） 災対法第90条の2第1項に規定する罹災証明書で、災害による住家の被害について、被害の程度を証明するものをいう。

(2) 被災届出証明書（様式第2号） 住家及び住家以外の資産について、災害による被害の状況を町長に届け出た事実を証明するものをいう。

2 前項の規定に基づき町長が交付する証明書は、人的被害、被害額、被害の危険度、被災者の居住状況及び資産に係る権利関係は証明しないものとする。

(証明書の申請)

第3条 証明書の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、罹災証明（被災届出証明）願（様式第2号）に次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。ただし、町長が大規模災害と認めた災害においては、書類の添付を省略することができる。

(1) 被害状況の写真

(2) 見積書（申請者が罹災物件を既に修復している場合）

(3) その他町長が必要と認める書類

2 前項の規定による罹災証明（被災届出証明）願申請は、罹災をした日から概ね1月以内に行わなければならない。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 罹災証明書を交付することができる対象者は、南知多町に住民票のある世帯主及びその他町長が認める者とする。ただし、あらかじめ罹災物件の所有者の承諾を得ておかななければならない。

(証明書の交付)

第4条 町長は、前条による罹災証明（被災届出証明）願が提出されたときは、次に掲げる審査を行うものとする。

(1) 書類審査

(2) 実地審査

(3) 被災届出証明書の発行のみの場合は、前号の実地審査を省略することができる。

2 町長は、前項の審査を行い、別表に掲げる被害程度の認定基準に適合すると確認したときは、罹災証明書（様式第1号）を交付するものとし、確認ができない場合は被災届出証明書（様式第2号）を交付するものとする。ただし、罹災証明書の交付が可能になったときには、速やかに罹災証明書を交付するものとする。

3 町長は、同一の罹災物件について、罹災した者又は申請者から再度、罹災証明（被災届出証明）願

を受けたときは、第1項の審査を省略して、罹災証明書を交付することができる。

(再調査)

第5条 罹災証明書の交付を受けた者が、当該罹災証明書で証明された被害の程度について不服があるときは、町長に対し再調査の申請をすることができる。

2 前項の規定により再調査の申請を行う者は、当該罹災証明書交付の日から起算して14日以内に、もしくは、集中受付期間終了日のいずれか遅い日までに、被害認定再調査申請書(様式第3号)に交付を受けた全ての罹災証明書を添付して、町長に提出しなければならない。

(交付の特例)

第6条 証明書の提出先において、証明書の様式に特に定めがある場合には、当該様式を証明書として交付することができる。

附 則

この要領は、平成30年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年12月1日から施行する。

別表（第3条関係）

被害程度の認定基準

被害区分	基準等
住家被害	現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であることを問わない。
全壊	住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。
大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のもとする。
中規模半壊	居住する住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の30%以上50%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のもとする。
半壊	住家半壊（半焼）のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上30%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のもとする。
準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の10%以上20%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のもとする。
一部損壊	準半壊に至らない程度の住家の損壊で、補修を必要とする程度のもとする。ただし、ガラスが数枚破損程度のごく小さなものは除く。
床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊等には該当しないが、土砂、竹木等のたまりにより一時的に居住することができないものとする。
床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したもの。

(注)

- (1) 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物または完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
- (2) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- (3) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

罹 災 証 明 書

世帯主住所			
世帯主氏名			
世帯構成員	氏名	続柄	生年月日
罹災原因	年 月 日		
被災住家の所在地			
住家の被害の程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 中規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない (一部損壊)		
浸水区分			

※住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のこと。(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)

備考	
----	--

上記のとおり、相違ないことを証明する。

年 月 日

南知多町長

印

被害認定再調査申請書

南知多町長 殿

明かな虚偽の内容が発覚した場合は申請そのものが無効になります。		申請日	
申請者 (ふりがな)			生年月日
申請者 (漢字)			
住所	〒		
証明書 受け取り場所 ※は平常時の 受け取り場所	<input type="radio"/> 役場本庁舎（豊浜） <input type="radio"/> 師崎避難所 <input type="radio"/> ※師崎サービスセンター <input type="radio"/> 住民票住所に送付	<input type="radio"/> 内海避難所 <input type="radio"/> ※内海サービスセンター <input type="radio"/> 篠島避難所 <input type="radio"/> ※篠島サービスセンター <input type="radio"/> 住民票以外の住所へ送付（下の欄に送付先を記入してください）	<input type="radio"/> 豊浜避難所 <input type="radio"/> ※役場本庁舎 <input type="radio"/> 日間賀島避難所 <input type="radio"/> ※日間賀島サービスセンター
電話番号1	〒		
電話番号2			
交付済証明書番号	年	月	日付 南災害証第 号
再調査申請理由			

※提出の際は交付済の罹災証明書を添付してください。

調査員使用欄

再調査日時	月	日	時～
-------	---	---	----

4 南知多町議会災害対策会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、南知多町において地震等の災害が発生したときに、南知多町議会が南知多町災害対策本部（以下「町災害対策本部」という。）と連携し、災害応急対策及び災害復旧業務等を支援するとともに、議員自ら迅速かつ適切な対応を図ることを目的に、南知多町議会災害対策会議（以下「議会災害対策会議」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(議会災害対策会議の設置)

第2条 南知多町議会議長（以下「議長」という。）は、災害により南知多町が別表1に定める第3非常配備を指令した場合又は第2非常配備の指令があり、議会として災害対応、協議、調整等を行う必要があると判断した場合に、議会災害対策会議を設置することができるものとする。ただし、議長に事故があるとき又は欠けたときは、副議長がこれを設置することができる。

2 議会災害対策会議は、南知多町役場本庁舎3階「正副議長室」に設置する。ただし、本庁舎が使用できないときは、町災害対策本部と協議し、議長が別に定めるものとする。

3 議長は、議員及び町災害対策本部に対し、議会災害対策会議の設置を報告するものとする。

(議会災害対策会議の構成)

第3条 議会災害対策会議は、全議員をもって構成する。ただし、災害の規模等によっては議長、副議長、議会運営委員会委員長、文教厚生常任委員会委員長及び総務建設常任委員会委員長をもって初動態勢とする。

2 議長は、議会災害対策会議を代表し、その事務を総括する。

3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

4 議長、副議長ともに事故等があるときは、議会運営委員会委員長、総務建設常任委員会委員長、文教厚生常任委員会委員長の順に議長及び副議長の職を代理する。

5 議長及び副議長以外の議員は、議長の命を受け、議会災害対策会議の事務に従事する。

(議会災害対策会議の所掌事務)

第4条 議会災害対策会議は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 議員の安否等の確認に関すること。

(2) 町災害対策本部からの情報収集及び各議員への情報提供に関すること。

(3) 各議員からの災害情報の収集・整理及び町災害対策本部への情報提供又は要請に関すること。

(4) 被災地及び避難所等の調査に関すること。

(5) 国及び県並びに関係機関等への要望に関すること。

(6) その他議長が必要と認める事項に関すること。

(議会災害対策会議の招集)

第5条 議会災害対策会議の会議は、議長が招集する。

2 議長に事故あるとき又は欠けたときは、副議長が招集する。

(議員の対応)

第6条 議員の対応は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 自らの安否及び居所又は連絡先等を議会災害対策会議に報告し、連絡体制を確立すること。
 - (2) 各地域の避難所等で情報収集を行い、被災者の相談及び助言等を行い、必要に応じて議会災害対策会議に報告をすること。
 - (3) 議会災害対策会議から情報提供を受け、地域の防災活動の支援に努めること。
 - (4) 災害の初期において、町災害対策本部が災害対応に専念できるように配慮すること。
 - (5) その他議会災害対策会議の決定に基づき行動するよう努めること。
- (町災害対策本部への要請等)

第7条 町災害対策本部への要請及び提言については、緊急の場合を除き、議会災害対策会議を通じて行うものとする。

(緊急の判断を求められた時の対応)

第8条 町災害対策本部から議会災害対策会議として、緊急の判断を求められた場合は、議長及び副議長が協議の上、対処するものとする。

(出動時の服装)

第9条 議会災害対策会議への参集又は地域での活動時における議員の服装は、原則として次のとおりとする。

- (1) 防災服上下
- (2) 安全帽（ヘルメット）
- (3) 腕章

(議会事務局の対応)

第10条 議会事務局の対応は、次掲げるとおりとする。

- (1) 議会事務局長は、議会災害対策会議からの要請等を町災害対策本部に報告するとともに、町災害対策本部等からの情報収集に努め、議会災害対策会議に情報の提供を行うものとする。
- (2) 議会事務局長及び議会事務局職員は、町災害対策本部の業務に従事することに併せて、議長の命を受けた時は、議会災害対策会議の事務を補助するものとする。

(記録)

第11条 議会災害対策会議は、活動記録を作成するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年2月26日から施行する。

別表1 (第2条関係)

第2非常配備及び第3非常配備の基準

種別	配備内容	配備時期	摘要
第2非常配備	相当規模の被害が近く発生することが予想され、又は発生した場合で、各種対策活動に支障のない人員をもってあたるもので、事態の推移に伴い速やかに第3非常配備に切り替えるものとし、災害発生とともにそのまま直ちに応急対策活動を開始できる体制とする。	1 次の特別警報の1以上が南知多町に発表されたとき。 (1) 大雨特別警報 (2) 暴風特別警報 (3) 暴風雪特別警報 (4) 波浪特別警報 (5) 高潮特別警報 2 次の警報の1以上が南知多町に発表され、本町に被害の発生が予想される時。 (1) 大雨警報 (2) 暴風警報 (3) 暴風雪警報 (4) 洪水警報 (5) 高潮警報 3 町の地域に土砂災害警戒情報が発表されたとき。 4 伊勢湾・三河湾に大津波警報、津波警報又は津波注意報が発表されたとき。 5 町域に震度5弱の地震が発生したとき又は震度4以下の地震により相当規模の被害が発生したとき。 6 南海トラフ地震臨時情報(調査中、巨大地震注意又は巨大地震警戒)が発表されたとき。 7 その他必要により本部長(町長)が当該非常配備を指令したとき。	必ず町災害対策本部が設置される。
第3非常配備	所要の人員全員をもって、応急対策活動にあたる体制とする。	1 町内全域にわたって風水害・地震が発生し、被害が特に甚大と予想される場合で、本部長が当該非常配備を指令したとき。 2 町域に震度5強以上の地震が発生したとき。 3 東海地震注意情報の発表又は警戒宣言の発令がされたとき。※ 4 町内に予想されない重大な災害が発生したとき。 5 その他必要により本部長(町長)が当該非常配備を指令したとき。	必ず町災害対策本部が設置される。

※平成29年11月1日から「南海トラフ地震に関連する情報」の運用に伴い、東海地震のみに着目した情報(東海地震に関連する情報)の発表は行わない。